

現地事例から見る農事組合法人の 株式会社化について



令和7年3月

山口県農業経営・就農支援センター
(山口県農林水産部農業振興課)

山口県農業経営支援センター
(山口県農業協同組合営農販売事業本部)

現地事例からみる農事組合法人の株式会社化について 目次

| | |
|-------------------------------|----|
| 発刊にあたって | 1 |
| 調査事例 | |
| 調査事例 1 株式会社ファーム17(宇部市) | 2 |
| 調査事例 2 株式会社石城の里ファーム(光市) | 5 |
| 調査事例からみる株式会社化の動機やメリット等について... | 8 |
| 農事組合法人の株式会社化の手順 | 12 |
| 山口県農業経営支援センターについて | 20 |
| 編集メンバー、引用文献 | 22 |

発刊にあたって

山口県農業経営支援センター (山口県農業協同組合営農販売事業本部)

山口県農業経営支援センターは、山口県からの委託を受け、山口県農業協同組合に事務局を置き業務を行っています。

農業経営支援センターの業務は、農業者の皆様の経営課題の解決支援です。

農業経営には様々な課題がありますが、その解決に向け、地域の支援機関（JA、市町、県農水事務所等）がチームとして伴走支援活動を行っています。

支援活動の中で専門的助言を要す事項は、要請に基づき農業経営支援センターから専門家（中小企業診断士、税理士、社会保険労務士、司法書士など）を、現地に派遣し、解決を支援しています。

令和5年度においては、114の農業経営体を重点支援対象者として支援するとともに、120回の専門家派遣を実施しました。

支援した経営課題は、農業経営の法人化、農業経営の継承、新規就農者の定着促進、認定農業者の経営改善目標の達成支援などです。

活動の成果として、4経営体の法人化が図られるとともに、新規就業者確保のための就業規則の整備、農業経営の継承に伴う相続対策なども解決されました。

山口県では、集落ぐるみで農地を守るための集落営農組織の育成と法人化を進めています。全県で300法人を超える状況になっています。

他方、近年、集落営農法人構成員の高齢化や労力不足等が課題となっています。

このため、世代交代を円滑に進めるために農事組合法人組織を株式会社に転換する事例が出てきました。

農業経営支援センターでも、こうした事案を支援していますが、近年、株式会社化された事例について現地調査を行い、株式化の動機や課題等について、取りまとめました。

取りまとめにあたり、多忙の中、取材に応じていただきました2法人の関係者に感謝を申し上げます。

また、本誌の作成に際して助言をいただいた経営戦略会議の関係各位、関係機関の皆様、監修をいただきました中小企業診断士・社会保険労務士の白松秀隆先生、税理士花井宏行先生、行政書士の福永龍臣先生にお礼を申し上げます。

今後、農事組合法人の株式会社化を考えておられる皆様の参考になれば幸甚と考えております。

山口県農業経営支援センター事務局長
(山口県農業協同組合営農指導部長)

齋藤 嘉久





野村代表

経営概要

- ◆ **代表者、所在地**
代表取締役 野村 文雄（のむら ふみお）〔71歳〕
宇部市 小野
- ◆ **農事組合法人から株式会社への変更年**
令和5年1月
（25年9月農事組合法人設立 **設立9年後に株式化**）
- ◆ **経営規模〔令和5年〕**
 - ・ **集積農地** 80ha
 - ・ **生産** 水稲40ha（主食、加工、酒造好適）
小麦40ha、大豆5ha、子実とうもろこし7.2ha、野菜（トマト他）1.2ha
 - ・ **加工** パン工房
 - ・ **売上** 7千万円 ～ 1億円
- ◆ **株主** 8株主
- ◆ **役員** 取締役6名、監査役2名
- ◆ **従業員数** 正規雇用4名、臨時雇用4名

1 株式会社化の動機や目的

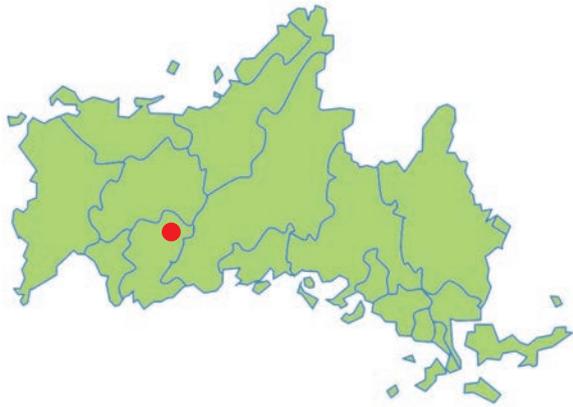
- ・消費税のインボイス制度が開始され、農事組合法人の従事分量配当が課税仕入れ控除の対象外となり、農事組合法人制度のメリットがなくなった。
- ・農事組合法人では、事業内容に制限があり、事業が多角化できない。
- ・農事組合法人組合員の高齢化と不在地主の増加が進み、組合員の意思確認、連絡や出資金の管理等に支障を生じる懸念があり、それを回避したい。
- ・法人としての意思決定が迅速に行える。（農事組合法人は1人1票制であり、不在地主の増加で、多数の関係者がいる場合、意思決定に時間がかかる。株式化すれば常勤で現場に関わる者が取締役となり、スピード感をもって意思決定できる。）
- ・外部出資等も受け入れやすくなる。（農民以外の者も出資者となる）
- ・組織変更により、更なる事業発展を図りたい。

2 株式会社化への経緯

- ・平成25年9月に農事組合法人を設立。当初から、株式会社化への意識はあり、役員間でも話が出ていた。
- ・農事組合法人の組合員には、機会あるごとに株式化を提案していた。
- ・消費税のインボイス制度の導入も契機として令和4年2月の通常総会において文書により株式会社化を提案
- ・令和4年10月に臨時総会を開催し、株式会社化が了承された。
- ・令和5年1月1日 株式会社へ移行。



法人管理圃場風景



3 旧法人の組合員について

- ・農事組合法人の組合員数 76 名（令和 4 年 2 月）
- ・新法人の株主へ 9 名が移行。67 名は脱退。
- ・株主とならなかった旧組合員の 67 名分の持分は、新株主に額面で譲渡した。
- ・旧組合員からの払い戻し請求はなかった。
- ・機会あるごとに株式会社化について説明を行ってきたことや令和 4 年 2 月の通常総会で株式会社化の理由を文書化し説明したこと等もあり、令和 4 年 10 月の株式会社化を提案した臨時総会では、大きな反対意見は出なかった。（しかし、臨時総会は長時間となった。）
- ・出資金額は(農)245万円⇒(株)300万円
- ・株式会社への移行手続きでは、JA山口中央会に相談をした。また、手続きは、司法書士の支援を得た。

4 旧法人の組合員との関係

- ・株式会社となったが、旧農事組合法人の組合員との関係を切らないことに配慮している。
- ・作業に協力いただく旧組合員は、担当部分を決めて畦畔の草刈り作業をお願いしており（年間契約）、作業委託料を支払っている。
- ・臨時的な作業への呼びかけを行い、従事する方には、賃金を支給。
- ・中山間地域等直接支払制度集落協定や農地・水保全管理支払交付金の窓口も、(株)ファーム 17 で対応している。

5 地域活性化への取組

- ・新規作物の導入(ハウスメロン)や露地野菜、加工事業(パン加工販売)などの事業に取り組み、県立農業大学校卒業生を含め、4 名の就業者を確保した。できるだけ地区内に居住させている。
- ・地域活性化のため「里山棚田灯祭り」を開催している。
- ・毎年 10ha 程度の農地の引き受け依頼があるが、できるだけ対応している。
- ・将来的には、畦畔管理の省力化のためセンチピートグラスの植栽も検討したい。





6 株式会社後に感じるメリット等

- ・メリット
株式化したことで、外部からの出資受け入れ（民間商社）に繋がった。
外部出資先と連携して新たな事業展開が可能となった。
- ・デメリット
現時点では、特に感じない。

今後の展望

規模拡大を計画している。宇部市小野を始め近隣地区も含め、300ha～400ha規模の経営展開を図りたい。



山本代表

経営概要

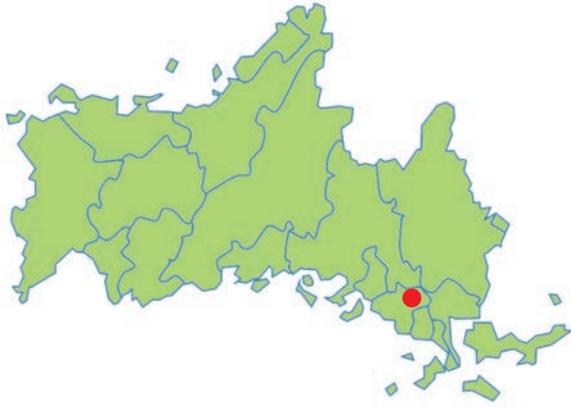
- ◆ **代表者、所在地**
代表取締役 山本 凌太郎(やまもと りょうたろう)〔29歳〕
光市 塩田(旧大和町)
- ◆ **農事組合法人から株式会社への変更年**
令和5年2月
(平成23年9月農事組合法人設立
設立12年後に株式会社化)
- ◆ **経営規模**〔令和5年〕
 - ・ **集積農地** 46ha
 - ・ **生産** 水稲26ha(主食、飼料)
小麦24ha、大豆15ha、野菜等(0.9ha
キャベツ、小菊、ナシ) 景観形成・保
全管理0.9ha
 - ・ **受託** JAライスセンター(令和4年から)
 - ・ **売上** 7千万円 ~ 1億円
- ◆ **株主** 21名
- ◆ **役員** 取締役4名
- ◆ **従業員数** 臨時雇用27名

1 株式会社化の動機や目的

- ・農事組合法人(旧法人)時代に、経営陣の高齢化が進み、若返りを図りたいと考えており、株式会社化も含めて検討していた。
- ・旧法人の若手従業員3名(農大卒2名、他産業従事者1名 20歳代)が経営者となるような体制としたかった。
- ・旧法人の経営陣、関係機関(JA等)への相談。専門家派遣もうける中で、後々のことも考えて、株式会社化も考えてはとの話も出ていた。
- ・旧法人の組合長(現取締役)の思いもあった。
※前組合長は民間企業への勤務経験あり
- ・農事組合法人の中で、若手への経営移譲も考えていたが、そうなると、(農)の理事数の増など却って手間であり、株式会社化を早め世代交代をしてはという話となった。

2 株式会社化への経緯

- ・株式会社化の話が出て、臨時の理事会も開催し合意形成してきた。理事会等での話し合いは1年程度(15~16回)
- ・若手も理事会に参加してもらい、経営を引き継ぐとの意思を示した。
- ・理事会へは、必要な際にJA等に来てもらった(3回程度)。併せて、専門家の派遣も受けた。(理事会前の資料配布作成などの助言)
- ・地区(塩田、三輪)毎に説明会を開催。統一した説明資料を作成。地区外への者には説明資料を郵送。旧法人代表から電話連絡を行った。地区ごとの説明会にも、若手従業員も参加し、地区住民にも経営を引き継ぐとの意思を示した。
- ・旧法人理事が地元関係者へ説明等もされたこともあり、大きな反対はなかった。



- ・令和5年1月に臨時総会をしたが、最終決定とならなかった。概ね了解されたが、より詳しい説明を求められたため、追加資料作成等を行った。
- ・令和5年2月の総会で最終合意し、株式会社への組織変更を決定。
- ・令和5年4月1日 株式会社へ組織変更。

3 旧法人の組合員について

- ・農事組合法人の組合員数129名（令和4年1月）
- ・新法人の株主へ18名が移行。111名は脱退。新たに若手従業員の3名も株主となった。
- ・脱退する旧組合員の持ち分の払い戻しが問題となった。旧法人経営開始時に比べ、資産数倍程度となっていたため、組織変更反対の組合員による持分払戻請求が生じた場合、新法人の経営に懸念が生じる可能性があり慎重に対応した。
- ・専門家（税理士）の支援も得て、脱退組合員の持分を事前に譲渡することとした。一旦、持分を前代表に譲渡してもらい、移行した。
- ・資本金旧法人4,800千円→新法人2,220千円、組織変更前に資本金を減額した。持分譲渡の際に一部を若い3人の新取締役予定者に持分の譲渡を行った。
- ・脱退組合員へは、事前の手紙や説明会等で了承を得るように調整を図った。

4 旧法人の組合員との関係

- ・新法人の臨時雇用者（27名）の約半数は旧組合員である。
- ・残りの脱退した者のほとんどは、農業に従事していない。元々、農業従事していない組合員が多かった。（農事組合法人としては問題となる事案であり、こうしたこともあり株式会社化を図った。）
- ・旧組合員との繋がりは、米の販売等で行っている。ただし、相続で世代交代すると繋がりが難しくなる。（転出が多くなる。）
- ・近くにいる者は、米の配達等で顔がつながる。地区外の方も、近場は米の配達をしている。しかし、県外となると接点がなく、向こうから連絡がないと連絡がとり難い。
- ・農地を法人が預かっていることを知らない者も存在。組合員の相続により関係者が増え、地区外の者が多くなることが問題。
- ・農地の災害復旧等において、地区外の地権者に同意を取ることが難しかった。
- ・今後、旧組合員との連絡を取ることが難しくなることを考えれば、今、この時点で株式会社化してよかったともいえる。

法人管理圃場風景



5 株式会社化後に感じるメリット等

- ・メリット
社会保険制度が充実し、従業員が安心して働ける環境が整備された。
- ・デメリット
法人税率の上昇
法人事業税の課税

6 農業経営支援センターの支援

- ・専門家の派遣
 - 税理士
R4, 6,24 組織変更における課題整理
R4, 8,31 組織変更に伴う対応方向
R4,12,13 持分譲渡、組織体制、公告
 - 中小企業診断士
R5, 2,14 経営診断結果の説明
 - 司法書士
R4,11,22 組織変更に伴う定款変更
R4,12,13 定款変更対応
R4,12,26 定款変更対応
 - 社会保険労務士
R5,2,2 就業規則の見直し
R5,2,21 パート等の雇用契約書
退職金共済の活用

7 株式会社化をする場合の留意点

- ・旧組合員の持ち分処理の関係（法的な関係）での対応が難しいため、専門家（税理士等）に相談しながら、対応する。
- ・当社のように、若い人材が経営者となる場合、旧役員に地域とのつながりを確保いただくような対応が必要。（当社の場合は、旧役員に対応いただいている。）
- ・地権者も世代交代（相続）するため、その時点で新地権者に説明できるように、旧役員等から、情報収集をしておくこと。（新地権者に連絡をしないといけないこともあるため）



組織変更に係る総会の様子

今後の展望

市からは、地区外の農地の受託要請もある。
規模の拡大を図ることも想定している。
（新たな雇用や機械の移送手段の確保に課題）

事例から見る農事組合法人の株式会社化

県内の農事組合法人を株式会社化した2事例から見られる株式会社化の目的や留意点などについて、整理しました。

1 株式会社化の目的・動機

2事例に共通した株式会社化の目的・動機として

- ①農事組合法人構成員の高齢化と不在地主の増加が進み、組合員の意思確認、連絡や出資金の管理等に支障を生じる懸念があり、それを回避したい。
- ②農事時組合法人の1人1票制と比べ、経営の意思決定を早くできる。また、若い人材を経営陣に登用できる。

という点が、確認できました。

また、各法人の株式会社化の目的・動機としては、

- ③消費税のインボイス制度が開始され、農事組合法人の従事分量配当が免税事業者に対しては段階的に仕入税額控除の対象外となり、農事組合法人制度の税務上のメリットが少なくなった。
- ④農事組合法人では、事業内容に制限があり、事業が多角化できないため。
- ⑤外部の出資を受け入れることができる。
(農地所有適格法人の範囲内等の要件あり)

等が示されています。

一般的に、現状の法人の経営実態と、農業協同組合法に定める農事組合法人の法人要件とに乖離が生じた場合や、新たな事業への展開を検討する場合などに、株式会社への転換の検討が必要となります。

(農事組合法人と株式会社との違いは、14Pに記載しています。)

農事組合法人の組織変更を検討すべき事例としては、

- 新たな事業を検討しているが、農事組合法人として行うことができない事業である場合
- 脱退などにより組合員の変更があり、農事組合法人の組合員要件を満たさなくなる可能性がある場合
(農民が3人未満の状態が6か月以上続いた時点で解散となります)
- 加工所の設置などで従業員が増加し、農事組合法人の常時従事者の要件を満たさなくなる可能性がある場合

等が、あげられます。

また、調査事例にもありましたが、消費税インボイス制度が開始され、農事組合法人であることの税務上のメリットが少なくなる可能性もあるため、株式会社化を選択されたケースもありました。

2 株式会社化の際の留意点

2事例に共通してあげられた株式会社化時の留意点は

- ①農事組合法人の出資者から、持分の払戻を求められた場合の対応でした。

株式会社化の際に組織変更反対の組合員から出資持分の払戻請求があった場合には、対応する必要があります。(農業協同組合法第73条4項13Pの農事組合法人から株式会社への組織変更手順を参照)

今回の2事例では、専門家の協力も得て対応したため、新株主への持分の譲渡等の対応により、持分払戻は発生していません。

2 法人とも株式会社改組時に脱退する組合員に対し、丁寧な説明を行うこと等で持分の払戻請求の発生を回避されていました。

株式会社化の対応に当たっては、日頃から、農事組合法人の全ての組合員との意思疎通を良くし、株式会社への組織変更の目的や持分の払戻請求の回避への対応などについての理解を十分得ておくことが重要です。

また、持分の払戻請求の回避をはじめ、株式会社化に係る様々な課題について、検討開始時点から専門家からの助言を受けることが有効です。

山口県農業経営支援センターの専門家派遣制度をご活用ください。

なお、出資持分の払戻請求が発生した場合の試算例を次ページに示しました。

参考にしてください。



農事組合法人の株式会社化に伴う出資持分の払戻額の試算

1期目 貸借対照表

組合員数200人、1口 10,000円とした場合

| | | | |
|-------|-----------|---------|-----------|
| 流動資産計 | 2,000,000 | 負債計 | 0 |
| 固定資産計 | 0 | | |
| | | 資本金 | 2,000,000 |
| | | 利益準備金 | 0 |
| | | 繰越利益剰余金 | 0 |
| | | 純資産 計 | 2,000,000 |
| 資産計 | 2,000,000 | 負債・純資産計 | 2,000,000 |



6期目 貸借対照表

組合員数200人、1口 10,000円とした場合

| | | | |
|-------|------------|---------|------------|
| 流動資産計 | 10,000,000 | 負債計 | 12,000,000 |
| 固定資産計 | 20,000,000 | | |
| | | 資本金 | 2,000,000 |
| | | 利益準備金 | 5,000,000 |
| | | 繰越利益剰余金 | 11,000,000 |
| | | 純資産 計 | 18,000,000 |
| 資産計 | 30,000,000 | 負債・純資産計 | 30,000,000 |

上記の事例で試算すると

6期目に組織変更反対の組合員から持分払戻請求があった場合の1口当たりの持分の金額は簿価と時価が一致しているものと想定して90,000円となります。

法人からは1口あたり、当初の9倍の90,000円が流出します。

次に、留意点として挙げられるのが、

②農事組合法人を脱退した旧組合員との関係づくりです。

農事組合法人は集落ぐるみで設立されることが多く、多数の組合員で構成されることが一般的です。

株式会社に組織変更される場合、旧組合員の高齢化等から、組織からの脱退が起こる場合があり、持ち分の払い戻しの問題とともに、草刈り作業などの労力が不足する懸念もあります。

調査事例では、脱退された旧組合員とのつながりを維持し、株式会社化後も、草刈り等の管理作業などを会社から委託する対応をされていました。

このように、旧組合員を含む地域住民ができるだけ農業に関わる仕組みをつくることで、地域の資源管理や、農業生産の継続を図れるようにすることが大切となります。

また、事例にも見られるように、多面的機能支払や中山間地域等直接支払いなどの制度の事務局を法人が担うことも考えられます。

また、一般的な留意点として、下記の点もあげられます。

③法人税率の上昇、法人事業税の課税

従事分量配当制を採用している農事組合法人の法人税率は、19%（年所得800万円以下部分15%）ですが、株式会社とした場合の法人税率は23.2%となります。（年800万円以下部分15%）

また、農地所有適格法人の要件を満たす農事組合法人に係る事業税は非課税でしたが、株式会社化により法人事業税が課税されます。

④株式会社化により確定給与となる。

農事組合法人では、組合員は、利益の範囲内で従事分量配当として労働の対価を払うことができます。

しかし、株式会社となった場合、確定給与方式となるため、最低賃金法等に従って、労働に従事した時間に応じた賃金等を支払うこととなります。

従って、株式会社化により、人件費の負担が上昇する可能性があるとともに、社会保険料の負担が新たに発生することとなります。



農事組合法人の株式会社への組織変更手順について

農林水産省HPから

1 制度の目的

農事組合法人制度は、その目的が農業生産の協業化を図ることであることから、法人の行い得る業務は、共同利用施設（農機具の共同所有、共同防除等）の設置及び農業の経営とそれに附随する事業のみに限定されています。

しかしながら、農事組合法人の中には、

- ①農業を営みつつ、さらなる事業の多角化を図りたい
- ②協同組織に由来する員外利用制限等が現在の事業展開に支障となっている等から、こうした制限のない他の法人類型に組織変更を検討しているところがあります。

このような場合、農事組合法人を一度解散し、改めてその構成員が出資して別の法人を設立すると、

- ①解散による組合員持分払戻しにより、これまで協同で実施してきた構成員の関係が形式的に一度完全に切れてしまうこと
- ②解散・設立の手順が煩雑である上に、数か月は事業を停止せざるを得ないこと
- ③清算財産に係る課税等があること

から、このような障害をなくし、円滑に組織変更を図る観点から農業協同組合法の中に農事組合法人から株式会社への組織変更のための規定を設けて農事組合法人を解散することなく、組織変更ができるようにしたものです。

2 制度の内容

1 対象範囲

出資農事組合法人から株式会社への組織変更

2 組織変更計画の総会承認

株式会社に組織を変更するためには、組織変更計画を作成し総組合員の3分の2以上の多数の賛成による特別決議が必要です。

株式会社への組織変更事項は重要事項なので、総会開催日の2週間前までに、会議の目的、組織変更計画の要領、組織変更後の会社の定款、組織変更後の会社の取締役及び監査役の選任に関する議案の要領を示して全組合員に通知することが必要です。

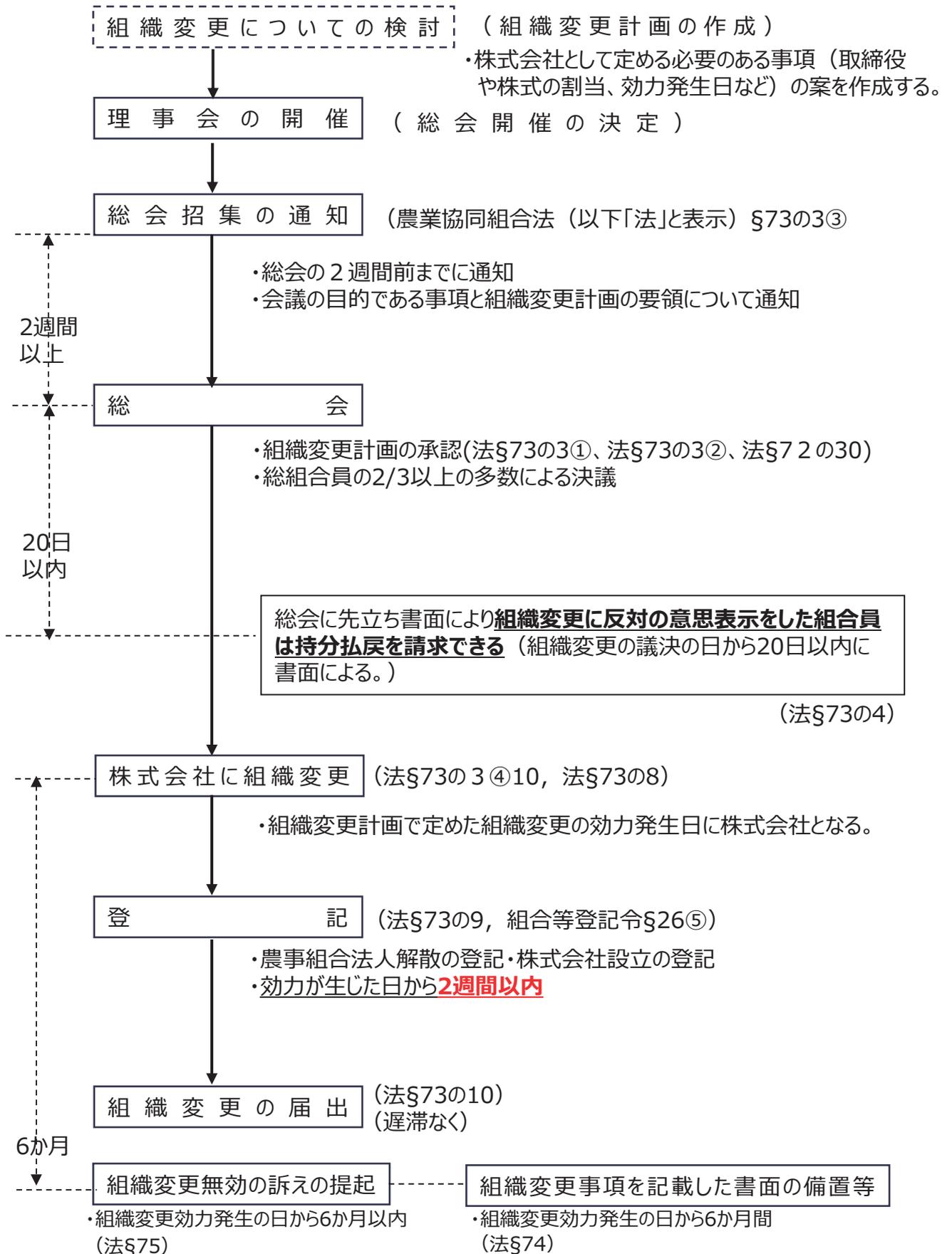
3 組織変更計画に定める事項

- ①組織変更後の株式会社の目的、商号、本店所在地、発行可能株式総数
- ②組織変更後の株式会社の定款で定める事項
- ③監査役や会計監査人の氏名又は名称その他の事項

4 その他

組織変更反対の組合員は持分の払戻を請求して農事組合法人から脱退することができます。

農事組合法人から株式会社への組織変更手続



※ 総会の決議の後、組織変更の効力発生前に、債権者の異議申立手続 (法§73の3⑥で準用する法§49、§50の①②) を行い、債権者が異議を述べられる期間を1か月以上設ける必要がある。

農事組合法人と株式会社の違い

| | 農事組合法人 | 株式会社 | |
|-----------|--|-----------------------------|---|
| 根拠法 | 農業協同組合法 | 会社法(一般企業と同じ法人格) | |
| 議決権 | 1人1議決権 | 原則1株1議決権 (1人1議決権とすることも可) | |
| 構成員 | 農民3人以上で構成 (農民のほか、農業協同組合法で定める者も組合員とすることが可能) | 制限なし(1人以上) | |
| 役員制度 | 理事1人以上(必須)、監事1人以上(任意) | 取締役1人以上(必須)、監査役1人以上(原則任意) | |
| 雇用者の範囲 | 組合員(同一世帯含む)外の常時従事者は常時従事者総数の3分の2以内に制限 | 制限なし | |
| 事業規制 | 農業(関連する農産物の加工などを含む。)に限定 ※下記のような事業は認められない(小規模な附帯事業を除く) ・ガレキ・木くずなど産業廃棄物処理 ・広く外部から食材を仕入れてレストラン(※1)を行う ・地域の除雪を大規模に受託する ・土地を買い集め太陽光パネルを設置し、太陽光発電(売電)を行う | 制限なし | |
| 配当の方法 | 従事分量配当、利用分量配当、出資配当(年7%を上限) | 出資配当 | |
| 農地の所有(※2) | 可能 | 可能(全株式の譲渡制限があるものに限る。) | |
| 税制(法人税) | 【右以外(従事分量配当の時)】 年800万超部分 19% 年800万以下部分15% | 【確定給与の時】 同右 | 【資本金1億円以下の法人】 所得年800万円超部分 23.2% 年800万円以下部分 15%(※3) 【上記以外の法人】 23.2% |

- ※1 レストランは、自らが生産した農産物の加工や販売の一環として小規模に行うものは、認められる。
- ※2 別途、農地所有適格法人である必要がある。①主たる事業が農業であり、②農業関係者が原則として総議決権の過半数を占め、③役員数の過半数が農業や関連事業に常時従事する構成員であること等
- ※3 適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいう。)に該当する法人の年800万円以下の部分については、19%の税率が適用される。

[参考様式]
様式〇

(法第 73 条の 3 第 3 項関係)

総会招集通知書

農事組合法人〇〇第〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

組 合 員 様

(住所)
農事組合法人〇〇〇〇
代表理事 〇〇 〇〇 印

今般本農事組合法人総会を下記により開催しますので、御出席くださいますよう御通知申し上げます。

なお、当日御出席できない場合は、別紙委任状に必要事項を御記入の上、総会当日代理人に持参してもらうか、又は議決権行使書に必要事項を御記入の上、総会の会日の前日までに到着するように送付又は御持参ください。

おって、第 1 号議案につきまして、総会に先立って書面をもって組織変更反対の意思表示を行った組合員様は、書面をもって持分の払戻しを請求することにより、組織変更の日に脱退することができます。ついては、お手数ながら別添の組織変更計画を御検討いただき、組織変更反対し、かつ、組織変更が決議された場合には脱退する意思のある組合員様は、出席、委任又は書面議決権行使にかかわらず別紙「組織変更に対する反対の意思表示兼持分払戻請求書」を御記入の上、総会の会日の前日までに到着するように送付又は御持参ください。

1. 開会日時 〇〇年〇〇月〇〇日
受付 〇〇時 開始
開会 〇〇時

2. 会 場 〇〇〇〇

3. 付議事項

第 1 号議案 農事組合法人から株式会社への組織変更計画について
第 2 号議案 農事組合法人清算人の選任について

【参考様式】

様式〇関連

委 任 状

私は 氏を代理人と定め、〇月〇日開催の通常総会における議決権の行使を委任いたします。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

氏 名

⑩

議決権行使書

私は〇〇月〇〇日開催の通常総会における各議案について、本書をもって下記のとおり議決権を行使します。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

氏 名

⑩

記

| | | | | |
|---------|-------|----|---|----|
| 第 1 号議案 | に関する件 | 賛成 | ・ | 反対 |
| 第 2 号議案 | に関する件 | 賛成 | ・ | 反対 |

(注 1) この用紙は切り取らないでいずれか該当する枠内に必要事項を記入の上ご提出ください。

(注 2) 委任状に代理人の氏名が記載されていない場合、議決権は議長に一任されたものとみなします。

(注 3) 議決権行使書の各議案について、賛成、反対のいずれにも〇印がない場合は決議に参加しなかったものとみなします。

【参考様式】

様式〇

(法第73条の4関係)

農事組合法人脱退及び持分払戻請求書

〇年〇月〇日

農事組合法人〇〇〇〇代表理事〇〇 様

申込人（組合員脱退者）

| | |
|--------|---|
| 郵便番号 | 〒 |
| 住所 | |
| フリガナ | |
| 氏名（名称） | |
| 電話番号 | |
| 組合員番号 | |

貴農事組合法人を脱退したいので、定款第〇〇条の規定により届出いたします。

これに伴い定款第〇〇条の規定により、私が貴農事組合法人に対して有する持分全部の払戻しを請求します。

記

1. 脱退の理由（複数回答可）

| | |
|-------------|-----------|
| 1. 組合員資格の喪失 | 2. 死亡 |
| 3. 持分全部の譲渡 | 4. その他（ ） |

2・持分の払戻

(1) 持分の状況

| | | | |
|------|---|-------|---|
| 出資口数 | 口 | 出資金総額 | 円 |
|------|---|-------|---|

(2) 出資金（払戻）の受取方法

| | | | | |
|--|----------------------------|--|------|------|
| <input type="checkbox"/> 口座振込 <input type="checkbox"/> 現金受取 | （口座振込の場合は下記に金融機関をご記入ください。） | | | |
| 金融機関 | 支店 | 種別 | 口座番号 | 口座名義 |
| 銀行 金庫 農協 郵便局 | | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 | | |

[参考様式]

(法第73条の3第1項及び第2項、法第72条の30)

様式〇

組織変更計画

1 組織変更後の商号

〇〇〇〇株式会社

2 組織変更後の本店の所在地

〇〇市〇〇〇第〇〇〇〇番地

3 組織変更後の取締役の氏名、住所（※住所の記載は必須ではない。）

〇〇〇〇（〇〇第〇〇〇番地）

〇〇〇〇（〇〇第〇〇〇番地）

〇〇〇〇（〇〇第〇〇〇番地）

（注1）監査等委員会設置会社である場合、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して定めること。

（注2）会計参与、監査役、会計監査人を設置する場合、これらの氏名又は名称も記載すること。

4 組織変更後の目的

- (1) 農畜産物の製造・加工
- (2) 農畜産物の販売
- (3) 農業生産資材の製造
- (4) 農作業の受託

5 組織変更後の発行可能株式数

〇〇〇株

6 組織変更後の資本

(1) 資本総額 〇〇〇〇〇円

(2) 資本準備金

組織変更時における純資産から資本の額を控除した残額については、資本準備金として積み立てる。

資本準備金額 〇〇〇〇〇円

(3) 組織変更の際して発行する株式の総数 〇〇〇株

(4) 1株当たりの金額 〇〇〇〇円

7 組合員に対する株式の割当て

株式は、各組合員に対しそれぞれの出資口数に応じて割り当てる。

氏名〇〇株、氏名〇〇株、氏名〇〇株、氏名〇〇株、氏名〇〇株

8 組合員に対する支払（※組合員に対してその持分に代わる金銭を支払う場合に定める規定）

各組合員に対し、組織変更時における出資口数に応じてそれぞれ組織変更

交付金を支払う。

9 その他、組織変更後株式会社の定款で定める事項

別紙定款案のとおり

10 効力発生日

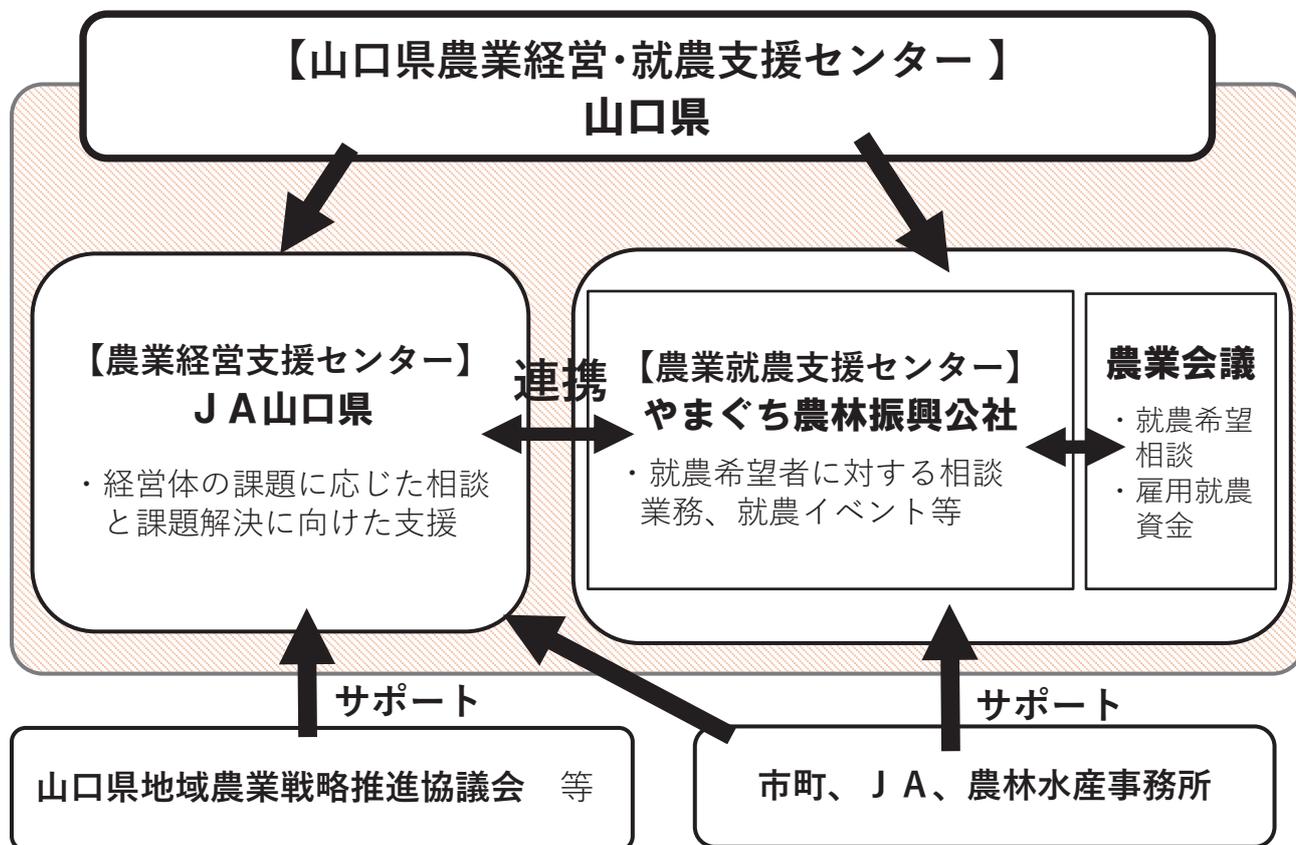
〇〇年〇〇月〇〇日

(補足)

- 「1 変更の趣旨」については、計画の一部ではなく議案提案の趣旨であることから除外した。
- 株式の譲渡制限に関する事項の記載が必要。項目を追加すること。
- 定款案に記載してある事項については、「別紙定款案のとおり」とすることも可。

山口県農業経営支援センターについて

○山口県農業経営支援センターは、農業経営基盤強化促進法に基づき設置された山口県農業経営・就農支援センター（山口県農業振興課）の中の組織です。



【山口県農業経営・就農支援センター】

○山口県農業経営・就農支援センター（山口県農業振興課）は、農業を担う者を確保・育成するため、市町や農業関係団体と連携して、①就農サポート（就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整など）及び②経営サポート（農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導など）を実施しています。

○就農相談、経営相談それぞれについて、次のとおり窓口を設置していますので、新たに就農を希望される方、農業経営等について相談したい農業者の方は、気軽にお声掛けください。

【就農相談（農業就農支援センター）】

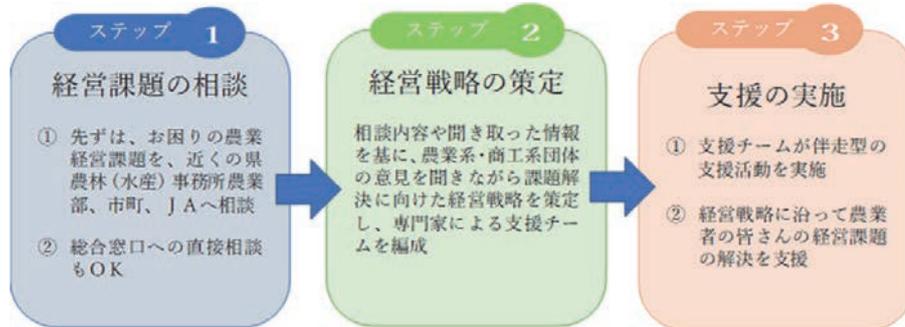
住所：山口県防府市牟礼10318
 住所：（公財）やまぐち農林振興公社
 担い手・新事業支援部 担い手支援課
 電話番号：0835-28-7598
 受付時間：月曜日～金曜日
 （年末年始・祝日を除く）
 9：30～12：00
 13：00～17：00

【経営相談（農業経営支援センター）】

住所：山口県山口市小郡下郷2139番地
 住所：山口県農業協同組合 営農企画課
 電話番号：083-976-6857
 受付時間：月曜日～金曜日
 （年末年始・祝日を除く）
 9：30～12：00
 13：00～17：00

山口県農業経営支援センターについて

○山口県農業経営支援センターは、農業者の経営課題の解決を、専門家を含む支援チームの派遣により、対応しています。**(なお、専門家派遣に関する農家負担はありません。)**



「山口県農業経営・就農支援センター」専門家登録状況(令和6年6月21日現在)

| NO. | 業種 | 氏名 | 企業団体名 |
|-----|-------------|-----------|----------------------|
| 1 | 中小企業診断士 | 柴田 史 雄 | 柴田中小企業診断士事務所 |
| 2 | 中小企業診断士 | 大 崎 道 男 | |
| 3 | 中小企業診断士 | 金 田 孝 三 郎 | 株式会社KPM |
| 4 | 中小企業診断士 | 小 林 昭 康 | YMS株式会社 |
| 5 | 中小企業診断士 | 土 井 一 海 | 土井合同事務所 |
| 6 | 中小企業診断士 | 川 北 知 加 | |
| 7 | 中小企業診断士 | 清 田 健 一 | 株式会社清竹 |
| 8 | 中小企業診断士 | 中 本 和 幸 | 中本経営コンサルタント事務所 |
| 9 | 中小企業診断士 | 井 本 浩 嗣 | 合同会社ワライト |
| 10 | 中小企業診断士 | 松 永 暢 夫 | 松永経営システム研究所 |
| 11 | 中小企業診断士 | 高 橋 貞 暢 | オフィス夢実現 |
| 12 | 中小企業診断士 | 板 井 川 浩 | icompanies(アイカンパニーズ) |
| 13 | 中小企業診断士 | 金 子 知 史 | 金子知史中小企業診断士事務所 |
| 14 | 中小企業診断士 | 溝 田 修 司 | M&Sコンサルティング |
| 15 | 中小企業診断士 | 白 松 秀 隆 | 白松事務所 |
| 16 | 中小企業診断士 | 西 島 拓 | ウエスト・アイ・ランドコンサルティング |
| 17 | 中小企業診断士 | 篠 田 典 彦 | 篠田中小企業診断士事務所 |
| 18 | 中小企業診断士 | 上 村 紀 子 | うのコンサルティング |
| 19 | 中小企業診断士 | 三 草 宏 樹 | |
| 20 | 中小企業診断士 | 仲 戸 一 翔 | なかと経営戦略事務所 |
| 21 | 中小企業診断士 | 中 村 葉 子 | the Tiniest |
| 1 | 社会保険労務士 | 赤 井 孝 文 | 赤井労務マネジメント事務所 |
| 2 | 社会保険労務士 | 藤 村 徹 | フジムラ経営労務管理事務所 |
| 3 | 社会保険労務士 | 浅 野 公 司 | 浅野社会保険労務士事務所 |
| 4 | 社会保険労務士 | 石 井 富 可 志 | 石井社会保険労務士事務所 |
| 1 | 税理士 | 住 江 忠 彦 | 住江忠彦税理士事務所 |
| 2 | 税理士 | 小 野 俊 則 | |
| 3 | 税理士 | 岡 本 栄 | |
| 4 | 税理士 | 久 保 雅 典 | 税理士法人 維新 |
| 5 | 税理士 | 花 井 宏 行 | 花井公認会計士・税理士事務所 |
| 6 | 税理士 | 吉 山 邦 明 | 尾崎税理士事務所 |
| 7 | 税理士 | 岡 崎 謙 司 | 公認会計士岡崎謙司事務所・税理士事務所 |
| 1 | 司法書士 | 吉 武 要 一 | 吉武要一司法書士事務所 |
| 2 | 司法書士 | 保 田 善 生 | 保田事務所 |
| 3 | 司法書士 | 野 上 茂 樹 | 第一総合事務所 |
| 4 | 司法書士 | 林 賢 亮 | 司法書士はやし法務事務所 |
| 1 | 行政書士 | 福 永 龍 臣 | 行政書士福永龍臣事務所 |
| 1 | 総括畜産コンサルタント | 清 水 誠 | 畜産コンサルshimizu |

山口県農業経営支援センター

窓 口 山口県農業協同組合営農販売事業本部営農企画課内
〒754-0002 山口市小郡下郷2 1 3 9 番地 JAビル2階 担当：田村
TEL:083-976-6857 FAX：083-976-6865

URL: <https://yamaguchi-nogyo-keiei.jp/>

地域窓口 最寄りの各農林（水産）事務所 農業部、市町、JA

編集メンバー、引用文献

○ 山口県農業経営支援センター 経営戦略会議 委員

| 所 属 | 役 職・氏 名 |
|---------------------|----------------------------------|
| 山口県農業振興課 | 経営体育成班調整監 白石 千穂 |
| 山口県農業振興課 | 経営体育成班主査 久保 雄生 |
| 山口県農林総合技術センター企画戦略部 | 技術革新普及グループ主査 高橋 一興 |
| 公益財団法人やまぐち農林振興公社 | 農地中間管理事業部アドバイザー 小林 剛 |
| 一般社団法人山口県農業会議 | 総務係長 平川 輝 |
| 山口県農業協同組合担い手総合対策室 | 担い手支援課長 藤光 隆文 |
| 山口県農業協同組合担い手総合対策室 | 担い手対策課長 永田 紘一郎 |
| 農業経営支援センター 経営専属スタッフ | 中小企業診断士/社会保険労務士白松事務所代表 白松 秀隆 |
| 農業経営支援センター事務局長 | 山口県農業協同組合営農指導部長 齋藤 嘉久 |
| 農業経営支援センター事務局 | 山口県農業協同組合営農指導部次長兼営農企画課長 綿田 祐史 |
| 農業経営支援センター経営専属スタッフ | 山口県農業協同組合営農企画課 田村 尚志 |

○ 学識経験者 山口県農業協同組合中央会 経営支援部部長 吉武 悟志

○ 監 修

中小企業診断士/社会保険労務士白松事務所代表 白松 秀隆 先生

花井公認会計士・税理士事務所代表 花井 宏行 先生

行政書士福永龍臣事務所 福永 龍臣 先生

※引用文献

農林水産省 農事組合法人の株式会社への組織変更について

現地事例からみる農事組合法人の株式会社化について

発行 令和7年（2025年）3月

山口県農業経営支援センター
（山口県農業協同組合営農企画課）

〒754-0002 山口市小郡下郷2139

電話083-976-6857 FAX083-976-6865

URL: <https://yamaguchi-nogyo-keiei.jp/>
